

## 36協定の様式種別について

### ●労働時間・休日に関する原則

- ・労働時間 **1日8時間、1週40時間**
- ・休日 **毎週少なくとも1回**

これを超える場合は36協定の届出が必要

### ①上限規制の原則

- ・時間外労働の上限は原則、**月45時間、年360時間**

└ この時間内に収まる場合は**協定届の様式第9号**を使用

### ②上限規制の特別条項

- ・臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、以下の条件を守ること

- 時間外労働が**年720時間以内**
- 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2ヶ月平均」「3ヶ月平均」「4ヶ月平均」「5ヶ月平均」「6ヶ月平均」が**全て1月当たり80時間以内**
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6ヶ月が限度**

└ 上記①の条件を超える場合で、この条件を満たす場合は**協定届の様式9号の2**を使用

### ③上限規制の適用猶予事業・業務

- ・建設業、**自動車運転の業務**、医師等は**2024年3月31日**までは**猶予期間として上限規制は適用されない**

└ 適用猶予事業・業務で、上記①②の条件を超える場合は**協定届の様式9号の4**を使用

※トラック運送業の場合、「**運転業務の者**」と「**運転業務以外の者（事務員、作業員等）**」で協定届を分けて提出が必要な場合があります

### ●自動車運転の業務の猶予期間終了後の取り扱い

- ・特別条項付き36協定を締結する場合は時間外労働が**年960時間以内**
- ・上記②にある特別条項に係る規制は適用されない